

水産業協同組合の業務報告書基準様式 一部改正に伴う説明会

平成十五年十二月十二日（金）午後一時三十分から青森県水産ビル六階研修室において、青森県漁協経営安定対策協会が主催する「業務報告書基準様式一部改正に伴う説明会」が開催された。

従前は、信用事業実施組合等に対し、水産業協同組合法の規定によって、商法で定める公正な会計慣行の斟酌等が準用されていたが、今回水産業協同組合法等の一部改正する法律（平成十四年法律第七十五号）により、信用事業非実施組合等に対しても、同様の規定が適用されることとなった。

これにより、信用事業非実施組合等においても、業務報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書については「水産業協同組合の業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令」（平成十四年農林水産省令第九十五号。以下「業務報告書等に関する省令」という）の規定に基づき、会計原則等を遵守し、税効果会計、退職給付会計も含め、正確で明瞭な決算関係書類等を作成することが義務付けられた。

これらに伴い「水産業協同組合の業務報告書基準様式」が見直され、平成十五年一月一日以降開始する事業年度の業務報告書から適用されることから、「業務報告書基準様式一部改正に伴う説明会」を開催したところである。

この業務報告書基準様式による適切な財務諸表等の作成により、組合員が組合の経営状況を把握できる体制を整備し、組合の経営の健全性を確保できるように取り組んでいきたい。



説明を聞く参加者



説明をする杉田氏